

以下の項目について、揭示事項に記載されている内容を自院の管理するホームページにも記載すること。

no	項目	揭示事項
1	入院基本料に関する事項	<p>保険医療機関は、入院基本料に係る届出内容の概要(看護要員の対患者割合、看護要員の構成)を揭示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。</p> <p>(揭示例)</p> <p>① 入院患者数 42 人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料 6 を算定している病院の例 「当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。・ 夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。 <p>② 有床診療所入院基本料 1 を算定している診療所の例 「当診療所には、看護職員が 7 名以上勤務しています。」</p>
2	DPC 病院に関する事項	<p>厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院であること。</p>

3	<p>明細書の発行状況に関する事項 <u>※「保険診療の手引 2024 年 6 月版」の P54～56、59 に掲示例があるためご参照ください</u></p>	<p>① 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）第 5 条の（第）項及び第 5 条の（の）第 1 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）第 5 条の（第）項及び第 5 条の（の）第 1 項に規定する明細書の発行状況に関する事項について、院内掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。</p> <p>② 具体的には、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（令和 6 年 3 月 5 日保発 0305 第 11 号）によるものであること。</p>
4	<p>九州厚生局へ届出を行っている届出項目の一覧</p>	<p>① 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定告示」という。)又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)に基づき、保険医療機関が地方厚生（支）局長へ届け出ることとされている事項を届け出た場合は、当該届け出た事項を掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。</p> <p>② 具体的には、各種施設基準及び入院時食事療養(Ⅰ)又は入院時生活療養(Ⅰ)の基準に適合するものとして届け出た内容のうち、当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等を分かりやすく掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものであること。</p> <p>(掲示例)</p> <p>入院時食事療養(Ⅰ)に係る食事療養を実施している病院の例</p> <p>「入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。」</p>